

管理運営業務等の内容及び基準

【参考資料 1】個別業務仕様書

〔建築物環境衛生管理業務関係〕

## 業務委託共通仕様書

### 1 目的

この業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、発注者と受注者が、大阪府中央卸売市場建築物環境衛生管理業務の標準的な事項を定めることにより、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

- (1) 業務名称 大阪府中央卸売市場建築物環境衛生管理業務
- (2) 履行場所 大阪府茨木市宮島1-1-1 大阪府中央卸売市場
- (3) 履行期間 令和〇年4月1日から令和〇年3月31日まで

### 2 適用範囲

- (1) この共通仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 契約書、業務別仕様書に定められた事項以外は、この共通仕様書の定めるところによる。
- (3) 契約書、共通仕様書及び業務別仕様書（以下「契約図書」という。）は、相互に補完するものとする。ただし、業務別仕様書を定めた場合において共通仕様書との間に相違がある場合、又は契約書と共に仕様書との間に相違がある場合の優先順位は、
  - ① 契約書
  - ② 業務別仕様書
  - ③ 共通仕様書 の順とする。
- (4) 受注者は、契約図書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、発注者の施設管理責任者と協議するものとする。

### 3 業務体制等に関する事項

#### (1) 業務責任者等の設置と業務体制の確立

受注者は、事務責任者、業務責任者及び作業員をもって業務体制を組織する。また、受注者は、その内容を本契約締結時に、発注者に届出（参考例様式2～4）なければならない。

##### ア 本社等の体制

- ① 事務責任者  
事務を掌握し、かつ、業務責任者を指揮する者。

##### イ 現場の体制

- ① 業務責任者  
業務を総合的に把握し、かつ、調整を行い、作業員を指揮監督するとともに、開場日の午前9時から午後1時までの間は、常に発注者の施設管理責任者と連絡がとれ、発注者の施設管理責任者からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

## ② 作業員

業務責任者の指揮監督に従い、本業務に従事する者。

### (2) 業務実施計画書の作成

受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、作業工程、業務を行うに当たって資格等が必要な場合は資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務実施計画書（参考例様式1）を作成し、発注者の施設管理責任者に提出しなければならない。

### (3) 業務報告書の提出等

#### ア 日常的に実施する業務（以下「日常業務」という。）の報告

業務責任者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した日常業務実施報告書（参考例様式5）を作成し、発注者の施設管理責任者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。

#### イ 定期的に実施する業務（以下「定期業務」という。）の報告

受注者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した定期業務実施報告書（参考例様式7）を作成し、発注者の施設管理責任者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。

### (4) 服務規律

ア 受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

イ 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の契約期間満了後及び解除後においても同様とする。

ウ 受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

エ 受注者は、常に整理整頓に心掛け、業務終了時は速やかに控室等の業務に關係した箇所の後片付け及び清掃を行わなければならない。

## 4 その他の事項

### (1) 安全管理、危険防止等

ア 受注者は、業務の実施に当たって、火災、傷害、盗難に注意しなければならない。また、危険を伴う作業については、関係法令等に定めがある場合にはそれを遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。

イ 受注者は、業務の実施に当たって、発注者又は第三者に危害又は損害を与えないよう、万全の措置をとらなければならない。

### (2) 発注者及び受注者の負担の範囲

#### ア 発注者の負担

業務の実施に必要な電力、水道及びガス等の光熱水料は、契約書等に別に記載が

ある場合以外は発注者の負担とする。

イ 受注者の負担

次に掲げるものは、契約書等に別に記載がある場合以外は受注者の負担とする。

① 資材

使用薬剤（別紙「建築物環境衛生管理業務実施基準表」による。）

② 機材

動力噴霧器、加圧式噴霧器、ごみ回収容器（市場を徘徊する動物の死骸を回収処理する。）

③ 衛生消耗品

ごみ袋（市場を徘徊する動物の死骸を回収処理する。）

④ 作業員の制服及び名札等

⑤ 関係法令に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続、検査手数料等に関する費用等

⑥ 契約図書で規定する各種報告書の用紙等

⑦ 控室等で使用する備品等

(3) 資料等の整理、保管等

ア 受注者は、業務に関係する図面、図書等の資料の保管を行い、発注者の請求に基づき速やかに提出できるよう整理しておかなければならない。

イ 受注者は、資機材及び衛生消耗品等の在庫の状況を常に把握し、不足する場合は、速やかに補充しなければならない。

(4) 使用資機材及び衛生消耗品等の承認

ア 受注者は、業務の実施に当たって、各種業務報告書、使用する資機材及び衛生材料等について、事前に発注者の施設管理責任者に届出書を提出し、承認を得なければならない。

イ 受注者は、業務の実施に当たって従事者に着用させる制服及び名札等を撮影した写真について、事前に発注者の施設管理責任者に提出し、承認を得なければならない。

(5) その他

受注者は、業務中に施設の破損、設備の故障箇所を発見した場合は、その状況を発注者の施設管理責任者に報告しなければならない。（参考例様式5～9）

## 5 業務報告書等の様式について

上記3(2)、(3)に規定する業務実施計画書、日常業務実施報告書及び定期業務実施報告書の参考書式例については、業務別仕様書において定める。

# 大阪府中央卸売市場建築物環境衛生管理業務 業務別仕様書

この仕様書は、発注者と受注者が、大阪府中央卸売市場の建築物環境衛生管理業務（以下「業務」という。）の実施について、業務の内容を示すものであるが、本仕様書に記載されていない事項であっても、市場の良好な環境を確保する上で必要と認められる軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

## 1 業務の目的

市場施設内外の衛生的環境を良好に維持することにより、快適な環境を保つことを目的とする。

## 2 一般事項

- (1) 業務に当たっては、受注者は、業務の遂行に必要な器具、機材等を常置すること。
- (2) 設備管理業務、廃棄物収集運搬等処理業務、の関係者と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めること。
- (3) 常に周到な注意をもって、職務を遂行すること。

## 3 用語の定義

### (1) 日常業務

日常業務とは、日単位又は週単位等の短い周期で日常的に行う業務をいう。

### (2) 定期業務

定期業務とは、月単位又は年単位等の長い周期で定期的に行う業務をいう。

### (3) 巡回業務

巡回業務とは、日1回の日常業務後に行う補足的な業務をいう。

## 4 業務の対象施設及び作業内容

別紙「建築物環境衛生管理業務実施基準表」による。

## 5 業務体制等

### (1) 業務責任者

業務を総合的に把握し、かつ、調整を行い、作業員を指揮監督するとともに、開場日の午前9時から午後1時までの間は、常に発注者と連絡がとれ、かつ、発注者からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

### (2) 作業員

業務責任者の指揮監督に従い、本業務に従事する者。

## 6 業務実施計画書の作成等

- (1) 受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、作業工程、業務を行うに当たって資格等が必要な場合は資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務実

施計画書（参考例様式1）を作成し、発注者に提出しなければならない。

(2) 業務報告書の提出等

ア 日常業務の報告

業務責任者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した日常業務実施報告書（参考例様式5）を作成し、発注者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。また、業務責任者は、毎月10日（休場日及び土曜日の場合は次の開場日）までに、前月分の業務の実施状況を記載した月次業務報告書（参考例様式6）を作成し、発注者に提出し、書面による検査を受けなければならない。

イ 定期業務の報告

受注者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した定期業務実施報告書（参考例様式7）を作成し、発注者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。

ウ 共同検査の実施

検査体制を強化し適正な履行を確保することを目的に、原則、毎月に発注者受注者協議をした日に、発注者と受注者の業務責任者の双方立会いの上、駐車場等環境保全業務の共同検査を行うこととする。また、作業における問題点等が発見されたときは、発注者受注者協議の上、適正な履行が確保できるよう調整するものとする。

## 7 服務規律等

(1) 服務規律

ア 受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

イ 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の契約期間満了後及び解除後においても同様とする。

ウ 受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

エ 受注者は、常に整理整頓に心掛け、業務終了時は速やかに控室等の業務に関係した箇所の後片付け及び清掃を行わなければならない。

(2) 安全管理、危険防止等

ア 受注者は、業務の実施に当たって、火災、傷害、盗難に注意しなければならない。

また、危険を伴う作業については、関係法令等に定めがある場合にはそれを遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。

イ 受注者は、業務の実施に当たって、発注者又は第三者に危害又は損害を与えないよう、万全の措置をとらなければならない。

## 8 業務に関する共通事項

受注者は、日常業務及び定期業務において、次の事項に留意し作業を実施するものとする。

- (1) 業務責任者は、業務の実施に先立ち、常に以下のことを行うこと。
    - ア 業務を行う上で、発注者と協議した事項及び指示事項の確認
    - イ 業務に関する記録の確認及び検討
    - ウ 業務を行う作業員に対する業務実施計画書に基づいた作業指示
    - エ 業務を行う作業員に対する業務上の安全対策等の周知徹底
  - (2) 作業に必要とする作業員を常駐させ、作業に必要な資機材及び薬剤等を常備すること。
  - (3) 作業に直接使用する資機材及び薬剤等以外の物品（控室等の備品は除く。）を市場施設内へ搬入しないこと。
  - (4) 作業に当たっては、業務に支障のないよう注意し、次の項目について十分注意の上、実施すること。
    - ア 薬剤等を飛散させないこと。
    - イ アルコール類等及び毒性のある薬剤を使用する際は、発注者の指示を受けること。
    - ウ 水の使用に当たっては、機械その他の器具類に飛沫させないこと。
    - エ その他細部については、発注者の指示を受けること。
  - (5) 作業実施日は、開場日および定期業務の実施日とする。作業時間は、日常業務については午前9時から午後1時まで、定期業務については午前8時から午後5時とし、時間内に作業を完了させること。ただし、必要があるときは、発注者受注者協議の上、変更できるものとする。
- 9 その他  
本仕様書において定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者受注者協議の上、これを決定するものとする。

**建築物環境衛生管理業務実施基準表**

項目	場所	実施方法	期間及び時間	回数	使用薬剤等																																	
衛生害虫駆除・消毒殺菌	ごみ集積場及びその周辺 ・ 青果側 (320m <sup>2</sup> 、4か所) ・ 水産側 (583.08m <sup>2</sup> 、2か所)	① ごみ等の排除後の点検(目視) ② 排除後、動力噴霧器、加圧式噴霧器により薬剤散布	年間 5月～10月 4月及び11月～3月	毎日(午前中) (日曜日、祝日及び休場日は除く。) 週一回	防疫用スミチオン																																	
	バナナ加工場、及びその周辺	① 点検(目視) ② 薬剤散布	5月～10月 4月及び11月～3月	週一回 月二回 月一回	防疫用スミチオン																																	
	側溝及びその周辺	青果棟 約304m×0.4m 1本 水産棟 約240m×0.4m 3本	汚泥等の排除、薬剤散布	4月、9月 4、7、10、1月	年二回 年四回	防疫用スミチオン																																
	水産棟内外共用部分(仲卸店舗部分を除く共用部分)	便所 <table border="1"><thead><tr><th>場所</th><th>面積</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>中2階</td><td>41.3m<sup>2</sup></td><td>4か所</td></tr><tr><td>卸売棟</td><td>3階 82.5m<sup>2</sup></td><td>8か所</td></tr><tr><td></td><td>4階 82.5m<sup>2</sup></td><td>8か所</td></tr><tr><td>仲卸棟</td><td>1階 102.0m<sup>2</sup></td><td>6か所</td></tr><tr><td>2階 82.0m<sup>2</sup></td><td>8か所</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>390.3m<sup>2</sup></td><td>34か所</td></tr></tbody></table>	場所	面積	数量	中2階	41.3m <sup>2</sup>	4か所	卸売棟	3階 82.5m <sup>2</sup>	8か所		4階 82.5m <sup>2</sup>	8か所	仲卸棟	1階 102.0m <sup>2</sup>	6か所	2階 82.0m <sup>2</sup>	8か所		合計	390.3m <sup>2</sup>	34か所	便所34か所については、加圧式噴霧器により薬剤散布	年間	隔日 (日曜日、祝日及び休場日は除く。)	塩化ベンザルコニウム											
	場所	面積	数量																																			
	中2階	41.3m <sup>2</sup>	4か所																																			
	卸売棟	3階 82.5m <sup>2</sup>	8か所																																			
		4階 82.5m <sup>2</sup>	8か所																																			
	仲卸棟	1階 102.0m <sup>2</sup>	6か所																																			
	2階 82.0m <sup>2</sup>	8か所																																				
合計	390.3m <sup>2</sup>	34か所																																				
	・ 給湯室 <table border="1"><thead><tr><th>場所</th><th>面積</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>卸売棟</td><td>3階 17.2m<sup>2</sup></td><td>4か所</td></tr><tr><td></td><td>4階 17.2m<sup>2</sup></td><td>4か所</td></tr><tr><td>仲卸棟</td><td>2階 14.0m<sup>2</sup></td><td>4か所</td></tr><tr><td>合計</td><td>48.4m<sup>2</sup></td><td>12か所</td></tr></tbody></table>	場所	面積	数量	卸売棟	3階 17.2m <sup>2</sup>	4か所		4階 17.2m <sup>2</sup>	4か所	仲卸棟	2階 14.0m <sup>2</sup>	4か所	合計	48.4m <sup>2</sup>	12か所	給湯室12か所については、ゴキブリ駆除剤を設置		年四回	ホウ酸																		
場所	面積	数量																																				
卸売棟	3階 17.2m <sup>2</sup>	4か所																																				
	4階 17.2m <sup>2</sup>	4か所																																				
仲卸棟	2階 14.0m <sup>2</sup>	4か所																																				
合計	48.4m <sup>2</sup>	12か所																																				
	水産棟会所及びマンホール	仲卸棟 会所 62か所 マンホール 40か所	清掃業者による汚泥等排除後、薬剤散布		月一回	防疫用スミチオン																																
		・ 関連事業者店舗及び売店・休憩所 会所 34か所 マンホール 4か所			年三回 (5月、9月、1月)																																	
青果棟内外共用部分(仲卸店舗部分を除く共用部分)	便所 <table border="1"><thead><tr><th>場所</th><th>面積</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>卸売棟</td><td>中2階 41.3m<sup>2</sup></td><td>4か所</td></tr><tr><td></td><td>3階 82.5m<sup>2</sup></td><td>8か所</td></tr><tr><td>仲卸棟</td><td>1階 172.0m<sup>2</sup></td><td>12か所</td></tr><tr><td>2階 123.0m<sup>2</sup></td><td>12か所</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>418.8m<sup>2</sup></td><td>36か所</td></tr></tbody></table>	場所	面積	数量	卸売棟	中2階 41.3m <sup>2</sup>	4か所		3階 82.5m <sup>2</sup>	8か所	仲卸棟	1階 172.0m <sup>2</sup>	12か所	2階 123.0m <sup>2</sup>	12か所		合計	418.8m <sup>2</sup>	36か所	便所36か所については、加圧式噴霧器により薬剤散布	年間	隔日 (日曜日、祝日及び休場日は除く。)	塩化ベンザルコニウム															
場所	面積	数量																																				
卸売棟	中2階 41.3m <sup>2</sup>	4か所																																				
	3階 82.5m <sup>2</sup>	8か所																																				
仲卸棟	1階 172.0m <sup>2</sup>	12か所																																				
2階 123.0m <sup>2</sup>	12か所																																					
合計	418.8m <sup>2</sup>	36か所																																				
	・ 給湯室 <table border="1"><thead><tr><th>場所</th><th>面積</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>卸売棟</td><td>3階 17.2m<sup>2</sup></td><td>4か所</td></tr><tr><td>仲卸棟</td><td>2階 21.0m<sup>2</sup></td><td>6か所</td></tr><tr><td>合計</td><td>38.2m<sup>2</sup></td><td>10か所</td></tr></tbody></table>	場所	面積	数量	卸売棟	3階 17.2m <sup>2</sup>	4か所	仲卸棟	2階 21.0m <sup>2</sup>	6か所	合計	38.2m <sup>2</sup>	10か所	給湯室12か所については、ゴキブリ駆除剤を設置		年四回	ホウ酸																					
場所	面積	数量																																				
卸売棟	3階 17.2m <sup>2</sup>	4か所																																				
仲卸棟	2階 21.0m <sup>2</sup>	6か所																																				
合計	38.2m <sup>2</sup>	10か所																																				
青果棟会所及びマンホール	仲卸棟 会所 136か所 マンホール 5か所	清掃業者による汚泥等排除後、薬剤散布		年二回 (4月、10月)	防疫用スミチオン																																	
	・ 関連事業者店舗及び売店・休憩所 会所 28か所			年三回 (5月、9月、1月)																																		
管理棟及びその周辺	便所 <table border="1"><thead><tr><th>場所</th><th>面積</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>1階</td><td>20.3m<sup>2</sup></td><td>32か所</td></tr><tr><td>2階</td><td>17.1m<sup>2</sup></td><td>25か所</td></tr><tr><td>3階</td><td>17.1m<sup>2</sup></td><td>2か所</td></tr><tr><td>4階</td><td>17.1m<sup>2</sup></td><td>2か所</td></tr><tr><td>5階</td><td>17.1m<sup>2</sup></td><td>25か所</td></tr><tr><td>6階</td><td>17.1m<sup>2</sup></td><td>2か所</td></tr><tr><td>7階</td><td>17.1m<sup>2</sup></td><td>25か所</td></tr><tr><td>衛生検査所</td><td>6.0m<sup>2</sup></td><td>1か所</td></tr><tr><td>合計</td><td>128.9m<sup>2</sup></td><td>16か所</td></tr><tr><td>※ 身障者用含む。</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	場所	面積	数量	1階	20.3m <sup>2</sup>	32か所	2階	17.1m <sup>2</sup>	25か所	3階	17.1m <sup>2</sup>	2か所	4階	17.1m <sup>2</sup>	2か所	5階	17.1m <sup>2</sup>	25か所	6階	17.1m <sup>2</sup>	2か所	7階	17.1m <sup>2</sup>	25か所	衛生検査所	6.0m <sup>2</sup>	1か所	合計	128.9m <sup>2</sup>	16か所	※ 身障者用含む。			便所16か所については加圧式噴霧器により薬剤散布		週一回	塩化ベンザルコニウム
場所	面積	数量																																				
1階	20.3m <sup>2</sup>	32か所																																				
2階	17.1m <sup>2</sup>	25か所																																				
3階	17.1m <sup>2</sup>	2か所																																				
4階	17.1m <sup>2</sup>	2か所																																				
5階	17.1m <sup>2</sup>	25か所																																				
6階	17.1m <sup>2</sup>	2か所																																				
7階	17.1m <sup>2</sup>	25か所																																				
衛生検査所	6.0m <sup>2</sup>	1か所																																				
合計	128.9m <sup>2</sup>	16か所																																				
※ 身障者用含む。																																						
	・ 給湯室 <table border="1"><thead><tr><th>場所</th><th>面積</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>2階</td><td>3.2m<sup>2</sup></td><td>12か所</td></tr><tr><td>3階</td><td>3.2m<sup>2</sup></td><td>1か所</td></tr><tr><td>4階</td><td>3.2m<sup>2</sup></td><td>12か所</td></tr><tr><td>5階</td><td>3.2m<sup>2</sup></td><td>1か所</td></tr><tr><td>6階</td><td>3.2m<sup>2</sup></td><td>1か所</td></tr><tr><td>7階</td><td>3.2m<sup>2</sup></td><td>12か所</td></tr><tr><td>衛生検査所</td><td>5.6m<sup>2</sup></td><td>12か所</td></tr><tr><td>合計</td><td>24.8m<sup>2</sup></td><td>75か所</td></tr></tbody></table>	場所	面積	数量	2階	3.2m <sup>2</sup>	12か所	3階	3.2m <sup>2</sup>	1か所	4階	3.2m <sup>2</sup>	12か所	5階	3.2m <sup>2</sup>	1か所	6階	3.2m <sup>2</sup>	1か所	7階	3.2m <sup>2</sup>	12か所	衛生検査所	5.6m <sup>2</sup>	12か所	合計	24.8m <sup>2</sup>	75か所	給湯室7か所については、ゴキブリ駆除剤を設置		年四回	ホウ酸						
場所	面積	数量																																				
2階	3.2m <sup>2</sup>	12か所																																				
3階	3.2m <sup>2</sup>	1か所																																				
4階	3.2m <sup>2</sup>	12か所																																				
5階	3.2m <sup>2</sup>	1か所																																				
6階	3.2m <sup>2</sup>	1か所																																				
7階	3.2m <sup>2</sup>	12か所																																				
衛生検査所	5.6m <sup>2</sup>	12か所																																				
合計	24.8m <sup>2</sup>	75か所																																				
その他便所		便所6か所については加圧式噴霧器により薬剤散布	年間	隔日 (日曜日、祝日及び休場日は除く。)	塩化ベンザルコニウム																																	
水産棟1階卸売場及びその周辺 (2,952m <sup>2</sup> )	主に鮮魚のせり場全体の汚泥等の排除後、ジェットフォグマシン又は加圧式噴霧器で薬剤散布			週一回	次亜塩素酸ソーダ																																	
水産仲卸棟1階店舗廻り会所及び側溝 (会所62ヶ所、側溝84ヶ所)	防除剤設置 (側溝にはネットに餌を入れ、グレーチングに括りつける)		7月、8月、9月	年3回	ジフルベンズロン																																	
ねずみ駆除	市場の共用部分その他甲が指示する場所	① 出没箇所、移入箇所、糞、生息場所、被害とその程度、周辺の状況、食糧源及び残渣等の調査する。 ② 接触性剤の散布効果の確認を行い、なお生存が認められたときは、薬剤等の点検補充、配置を変更する。また、死骸の探査、回収する。 ③ 外部からの移入を防ぐため、薬剤等の点検補充、配置を行い、糞及び糞の材料の除去並びに清掃を行い、不要薬剤を回収する。		月一回	クマリン系殺鼠剤 ブックとりもち 捕鼠器																																	
	市場の共用部分その他甲が指示する場所	① 樹木及び芝生等に害虫が発生又は発生するおそれのあるときは、駆除又は防除を実施する。 ② 悪臭の発生又は発生するおそれがあるときは、消臭剤を散布する。 ③ 市場を徘徊する動物を排除するとともに、死骸を回収処理する。	4月～8月	年二回	スミチオン(農薬) エフンファッタス(農薬)																																	
		④ 管理棟1階マンホール(2か所)に殺虫ブレート(樹脂蒸散剤)を設置し、チョーバエの発生を防ぐ。	年間	随時																																		
				年四回	樹脂蒸散剤																																	
その他衛生管理	市場の共用部分その他甲が指示する場所	① 樹木及び芝生等に害虫が発生又は発生するおそれのあるときは、駆除又は防除を実施する。 ② 悪臭の発生又は発生するおそれがあるときは、消臭剤を散布する。 ③ 市場を徘徊する動物を排除するとともに、死骸を回収処理する。	4月～8月	年二回	スミチオン(農薬) エフンファッタス(農薬)																																	

(参考) 使用薬剤等一覧

項 目	使 用 薬 剤 等
衛生害虫駆除・消毒殺菌	防疫用スミチオン
	ダイアジノン
	パンゾール
	塩化ベンザルコニウム
	ホーサン
ねずみ駆除	くまりん系殺鼠剤
	ブックとりもち
	捕鼠器
その他衛生管理	スミチオン(農薬)
	樹脂蒸散剤

(参考例様式1・A4版使用)

## 業務実施計画書

大阪府中央卸売市場指定管理者  
○○○○○○○○○○○○ 様

社 名

代表者名

印

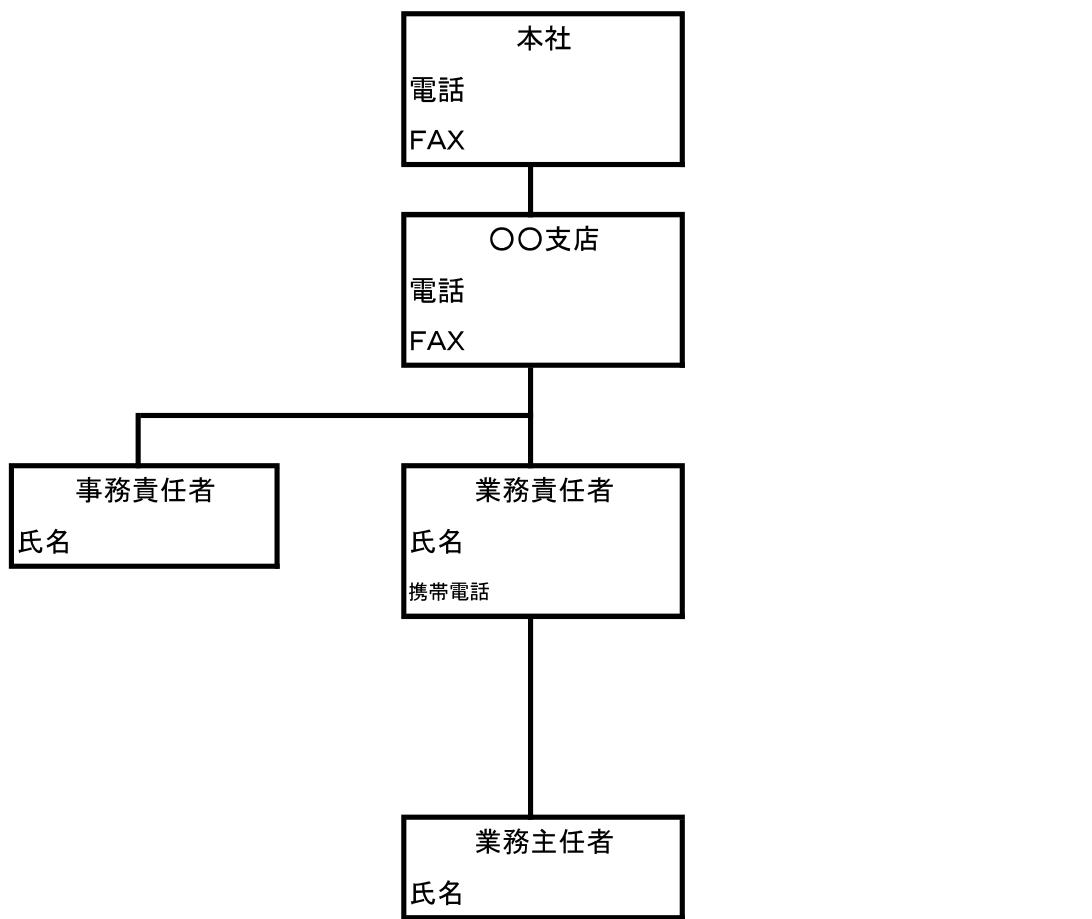
業務内容	作業月又は期間	作業の特徴、準備等	注意事項

(参考例様式2・A4版使用)

## 業務実施体制図

大阪府中央卸売市場指定管理者  
○○○○○○○○○○○○ 様

社 名 ○ ○ ○ ○ ○ ○  
代表者名 ○ ○ ○ ○ 印



※ 下記の業務で主任者を選定している場合は記入

(参考例様式3・A4版使用)

## 業務責任者の従事経歴書

大阪府中央卸売市場指定管理者  
○○○○○○○○○○○○ 様

社名        
代表者名     印

### 業務責任者経歴書

氏名、年齢	( 歳 )		
管理職になった時期	年 月 日		
作業実務経験	年 月から	年 月	年間
主な勤務受託施設			

(参考例様式4・A4版使用)

従事者名簿(建築物環境衛生管理業務)

大阪府中央卸売市場指定管理者

○○○○○○○○○○○○ 様

社 名

○ ○ ○ ○ ○ ○

代表者名

○ ○ ○ ○ 印

番号	氏 名	性別	生年月日	年齢	健康診断 受診年月日	資格・ 免許	備考
1							
2							
3							
～							

※ 備考欄には、業務責任者は責、主任者には主を記入

※ 資格・免許欄には、業務に必要なものを記入

(参考例様式5・A4版使用)

平成 年 月 日

日常業務実施報告書

大阪府中央卸売市場指定管理者  
○○○○○○○○○○○○ 様

社 名  
代表者名

○ ○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○ 印

業務場所	作業の特徴、準備等	注意事項

(参考例様式6・A4版使用)

## 月次業務報告書

大阪府中央卸売市場指定管理者  
○○○○○○○○○○○○ 様

社名 ○○○○○○  
代表者名 ○○○○印

日	業務内容	作業の特徴、準備等	実施結果等
1	日常	共通仕様書、業務別仕様書及び緑地管理業務作業基準表における日常業務を実施	
2	日常・定期	共通仕様書、業務別仕様書及び緑地管理業務作業基準表における日常業務並びに定期業務を実施	
3	日常	共通仕様書、業務別仕様書及び緑地管理業務作業基準表における日常業務を実施	
4	日常	共通仕様書、業務別仕様書及び緑地管理業務作業基準表における日常業務を実施	
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

(参考例様式7・A4版使用)

定期業務実施報告書

大阪府中央卸売市場指定管理者  
○○○○○○○○○○○○ 様

社 名  
代表者名

印

業務内容	作業月又は期間	作業の特徴、準備等	実施結果等

(参考例様式8・A4版使用)

### 業務に使用する資機材リスト

大阪府中央卸売市場指定管理者

○○○○○○○○○○○○ 様

社名        
代表者名     印

番号	機材名	仕様	数量	配置場所	仕様用途	備考
1						
2						
～						

※ 写真又はパンフレット等を添付

(参考例様式9・A4版使用)

### 業務に使用する衛生消耗品リスト

大阪府中央卸売市場指定管理者

○○○○○○○○○○○○ 様

社名        
代表者名     印

番号	機材名	仕様又は商品名	製造メーカー	想定数量
1	トイレットペーパー			
2	水石鹼			
～				